



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



新体制で住み良い町づくりを目指します !!

2019. 8
No. 145

第2回定例会報告	P 2~3
議会構成	P 3
一般質問	P 4~17
議会日誌	P 18

第2回 定例会 報告

令和元年度各会計補正予算等を審議する第2回定例会は、6月10日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。
6月17日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、6月21日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第13号までの13件は原案可決となりました。

《予算》

○令和元年度岩内町一般会計補正予算
プレミアム付商品券事業負担金及び子ども・子育て支援システム改修業務委託料等約4千3百54万円を追加補正しました。

○令和元年度岩内町介護保険特別会計補正予算
介護保険システム改修業務委託料60万円を追加補正しました。

《条例改正》

○過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例設定

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正等に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例設定
災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町公共下水道事業計画の変更等に伴い、所要の改正をしました。

○訴訟上の和解について
墓地使用許可取消処分取消請求控訴事件について、裁判所からの和解勧告に応じるため議決しました。

《その他》

○岩内町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
岩内町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更をするため、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、議決しました。

○工事請負契約の締結について
3・4・13薄田道路路政築工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
構成団体の協議について議決しました。

○北海道市町村総合事務組合規約の変更について
構成団体の協議について議決しました。

○北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
構成団体の協議について議決しました。



6月3日 泊発電所視察の様子

一般質問 (要約)

6月17日～19日 5名の議員による一般質問が行われました。

栗林英之議員 (志政クラブ)

賑わいのある元気な街づくりと

観光振興について



■質問■

昨シーズン、イフナイリゾートには、前年の2倍の1,000人もの外国人がこの地を訪れた。今年のゴールデンウィークに「道の駅いわな」を訪れた観光客は、前年比35%増の15,581人、5月4日は2,788人もの方々が訪れた。オートキャンプ場マリンビュウも、好調であったと伺っている。

しかし、多くの町民や商店では、その実感がなく、街中は閑散とした印象である。

観光客の道の駅での滞在時間は30分程度で、次の目的地へ移動。キャンプ場などではその施設内に留まり、中心市街地に多くの人々が訪れている感じがしない。

1. 道の駅での滞在時間を延ばすことについて

周辺商店や飲食店への誘導が可能となり、波及効果が期待できるが、現状の道の駅の店内は、2～3分もあればひと回りでき、来店者の満足が得られていない。また、トイレが隣接されていないことも長年の懸案である。今や地域活性化の入口とも言える道の駅の再生は急務である。トイレが遠くて不便なら、トイレの横に道の駅をもつてくれれば解決でき、マリンパークの中に道の駅があれば、美術館や文化センターとも一体的になり、この周辺全体が憩いの場へと変貌する。日本中に過剰な設備の道の駅が乱立し、約8割もの道の駅が赤字で、地元自治体の

大きな負担となつていく。美術館に併設された、平屋建ての建築物であれば、莫大な費用を必要とせず、地域活性化の拠点になると考えるが、見解を伺う。

2. 2シーズン目を終えたイフナイリゾートは、今年度は夏のアクティビティを企画中とのことであるが、その具体的な内容と今後の計画や地元への波及効果、また町としての支援や協力体制などを伺う。

3. これからの観光振興は、過去3年間にわたる「岩宇DMO」の検証結果から地域住民の「稼ぐ力」を引出し、地域への誇りと愛着をつくり出すことが重要と受け止めた。岩内観光協会は、道の駅やオートキャンプ場マリンビュウの受託運営など多種多様な業務を行っている。現在、専従の事務局長1名のみであり、本業を持つ役員がボランティアで支えている。これからの観光振興を万全な体制で担うためにも増員が必要である。他町村では、行政職員の出向や地域おこし協力隊員配置などの事例があり、今後の観光振興を見据え、その考えはあるか伺う。

4. 地域おこし協力隊について、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方における地域力の維持、強化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要との趣旨のもと、

平成21年度に開始。町も、昨年1名を採用し、今年度は新たに5名を増員する予定と伺っている。町は、各隊員達にどんな活躍の場を与え、どのような変革を期待しているのか。また、任期後の定任に向けた取り組みや受入れ体制などお聞かせ下さい。

5. 本年度から修復事業に取り組む含翠園については、町の歴史を伝える貴重な建造物である。2014年度に町が都市計画公園に決定し、町営管理に移行したが、老朽化が著しく無残な姿になっていった。こつした中、5年計画で本格的な保存修復を実施する運びになり、町民の憩いの場、新たな観光名所としても期待する。この修復の内容と完成後の使用方法、観光資源としての活用策など伺う。

6. 昨年、円山展望台からの夜景が日本夜景遺産に認定され、その記念事業に本年度150万円

が重要との趣旨のもと、

の予算を計上しているが、具体的な内容と事業に期待する効果をお聞かせ下さい。

7. 大相撲の一山本関が新十両となり、全国に岩内町を知ってもらえる良い機会を与えてくれた。

また、本年10月1日には、大型豪華クルーズ船が岩内港に初寄港すると伺っており、岩内町をPRする絶好のチャンスである。横浜を出港し、北海道で寄港するのは岩内港だけである。町が選ばれた理由と、町によろ「おもてなし」事業や地元への経済効果などをお聞かせ下さい。

■町長

1. 「道の駅いわない」の再生は、町の観光振興にとって最も重要であると認識している。

具体的議論を行うには、引き続き検討を重ねていく段階にあるが、本年は専門家を招へいして、中心市街地全体の将来展望など多角的な検討

を実施する予定であり、既存施設の活用も含めて検討していく。

2. 雷電海岸エリアを拠点とした、「シーカヤックツアー」などを計画していると同っている。通年型の事業展開が今後発展していくことにより、雇用機会の確保など地域経済への波及効果が大きいと期待されることから、引き続き、事業全体に対する支援を継続していく。

3. DMO組織の枠組み及び岩内観光協会の役割も具体的ではないことから、今後、DMO検討事業の内容を踏まえた上で、検討を進めていく。

4. 地域おこし協力隊員配置事業については、観光振興に係る情報発信の充実や高齢者の孤立感解消など、さらには、円山エリアと市街地の連動による観光誘客策の検討、移住促進と定住人口の維持・確保対策の充実などを担う地域協力活動

であり、隊員の斬新な視点、熱意や行動力が地域に刺激を与え、地域の活性化や課題解決につながるものと期待している。

日頃の地域協力活動を通じて幅広い人的ネットワークを構築できる環境や、隊員の能力や適性を最大限に活かせるような体制により、起業や就業など定住の礎となるよう支援するとともに、起業等に要する経費の支援についても今後検討する。

5. 含翠園の整備は、寄附を受けて以来、懸案となっていたが、このたび、交付金により、快適な空間づくりをめざし、改修を5年計画で行うこととした。

完成後は、風致公園として一般開放するが、含翠園は、都市計画マスタープランで「歴史のふれあいゾーン」に位置づけられ、インバウンド向けの体験交流、イベント等の場としての活用も十分に可能な施設となる潜在力を秘めている。

今年度、有識者の意見を取り入れながら決定する整備計画の中で、町の貴重な歴史文化財としての位置を明確にし、将来にわたり、魅力的な公園、観光施設となるよう、効果的な活用策や管理方法について検討する。

6. 従来から実施している、「マリリンビュー・キャンプフェス」及び「道の駅冬まつり」において、夜景に関する付加価値を創出していくほか、新たに実施するフォトコンテンツにおいては、岩内らしさをテーマに幅広いジャンルでの夜景写真を募集し、新しい視点での魅力発掘をめざしていく。

四季を通じた記念事業を多角的に実施し、当町独自の夜景の魅力を創造し、多様性をもった夜景の楽しみ方を模索、提案することで新たな観光客の誘致および長期滞在化を促すことを期待している。

7. 岩内町が選ばれた理由は、乗客の年齢層が

70歳代のシニア層で、リピーターが7割から8割を占めるため、新しい寄港地を望む傾向にあるほか、ニセコエリアに最短でアクセス可能な岩内港はメリットがあると伺っている。

町による「おもてなし」事業については、岩内観光協会なども連携し、歓迎セレモニーなどの実施について検討を進めている。

安心安全な町づくり

■質問

ここ数年、全国各地で今までの安全な日本では有り得なかつた凶悪な犯罪や、車の事故が多発している。

この数年、全国各地で今までの安全な日本では有り得なかつた凶悪な犯罪や、車の事故が多発している。このことであるので合わせて見解を伺う。

1. 近年、ドライブレコーダーの普及が進んでいる。現在、町公用車でドライブレコーダーの搭載車は1台もない。公用車への搭載を順次進めるべきと思うが、考えを伺う。ドライブレコーダーは、動く防犯カメラともなり、犯罪抑止力の向上、犯罪や事故の防止につながる効果的と聞かれていますので、その設置についても伺う。

3. 2025年には、超高齢化社会が到来すること、要介護者の急増も予測されている。介護サービスを受け持つケアマネジャーの不足が危惧されており、人材の確保対策が急務である。町役場には、要介護者を担当する居宅介護支援事業所があり、民間のコミュニティホーム岩内には、要支援者を担当する地域包括支援センターがある。

援や放課後デイサービスなどを行う事業所が町の商店街の空き店舗に6月下旬オープンする。このオープンの経緯と、今後町がこの事業所に期待する効果を伺う。

■町長

1. ドライブレコーダーは、自動車事故発生時のみならず、煽り運転等によるトラブルへの備えとしても関心が高まっている一方、歩行者・第三者の車両ナンバー・車内での会話等についても記録されるため、搭載にあたってはプライバシーの侵害も含めて慎重に判断する必要があり、先行事例の調査等を踏まえ必要性を判断していきたい。また、動く防犯カメラとしての犯罪抑止力についても、効果が最大限に発揮できる手法を検討していく。

2. 防犯カメラの設置を検討している団体から、補助制度の内容について問合せも数件受けており、今後、徐々に設置

に向けた相談が増えてくると考えている。防犯カメラ設置に対する補助金交付にあたり、管理・運用に関することのほか、プライバシー保護などを盛り込んだ、交付要綱及びガイドラインを策定しており、防犯カメラの存在を表示する看板等の設置も、補助を受ける要件の一つとして義務付けている。

3. 地域包括支援センターは、高齢者及びその家族からの様々な相談などを受け、必要な援助や支援につなげることを目的としており、社会福祉士や主任介護支援専門員などの専門的な資格者を配置する必要があることから、資格者の確保の優位性などを考慮し、社会福祉法人深仁会に運営を委託し、コミュニティホーム岩内の施設内に開設している。

また、指定居宅介護支援事業所は介護サービス計画を作成し、サービス事業者などと連絡・調整を行い、町内の3事業者

4. 乳幼児や小学校入学前のお子さんをお持ちの子育て世帯の方々は、子供の発達について大きな不安をお持ちだと伺っている。そうした方々を手助けする、児童発達支

3. 地域包括支援センターは、高齢者及びその家族からの様々な相談などを受け、必要な援助や支援につなげることを目的としており、社会福祉士や主任介護支援専門員などの専門的な資格者を配置する必要があることから、資格者の確保の優位性などを考慮し、社会福祉法人深仁会に運営を委託し、コミュニティホーム岩内の施設内に開設している。

また、指定居宅介護支援事業所は介護サービス計画を作成し、サービス事業者などと連絡・調整を行い、町内の3事業者

4. 現在、岩宇地域に

おいて指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス提供事業者は、岩内厚生園が開設している事業所のみで、札幌圏と比較して障がい児等が利用するサービス環境が不足していることや、家賃や改修費に対し町が助成する「空き店舗等活用支援事業補助金」の活用が見込まれることなどから、事業所を開設するに至ったものと伺っています。

この事業所の開設により、岩宇地域には障がい児等への発達支援を行う事業所が2カ所となるため、障がい有する児童とその保護者にとってはサービスの提供機会が充実されることや、障がいの状況に応じたサービス支援の選択肢が増えるなど、本町の障がい児福祉の推進に寄与することを期待している。

次期町長選への立候補について

■質問

上岡町長は、平成15年10月の町長就任以来、今日まで4期に渡り町政を担ってこられ、就任以来、一貫して健全な財政運営を掲げ、産業の活性化や安心安全なまちづくり、住環境の整備の公約についても、多くの実績を残し、町に貢献され、町長の行政手腕に敬意を表するものである。

ど、町を取り巻く環境は、厳しさを増していることから、新たな風が今後の岩内町にとって必要である。

イフナイリゾート計画や民間有料老人ホームの開設、ナマコやウニの養殖のほか、飲食店等の新規出店に日本夜景遺産の認定など、新たな風が吹きはじめているように感じる。については、今年の秋に予定されている次期町長選への立候補について

4. 現在、岩宇地域に

おいて指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス提供事業者は、岩内厚生園が開設している事業所のみで、札幌圏と比較して障がい児等が利用するサービス環境が不足していることや、家賃や改修費に対し町が助成する「空き店舗等活用支援事業補助金」の活用が見込まれることなどから、事業所を開設するに至ったものと伺っています。

この事業所の開設により、岩宇地域には障がい児等への発達支援を行う事業所が2カ所となるため、障がい有する児童とその保護者にとってはサービスの提供機会が充実されることや、障がいの状況に応じたサービス支援の選択肢が増えるなど、本町の障がい児福祉の推進に寄与することを期待している。

9

10

11

て、上岡町長の進退をお聞かせ願う。

■町長■

平成15年10月に町民皆様の英断によりご支持をいただき町長に就任以来、健全な財政運営、産業の活性化、安全・安心なまちづくり、住環境の整備を基本とし、町民の皆様が住んで良かったと思える町になるよう全力で取り組んできました。

この間、町民の皆様、議員各位のご支援を賜り、多くの皆様に支えられ、助けられた16年間であったことに心から感謝を申し上げ、永年の懸案事項の解決など、大きな達成感も胸にしている。任期も残り3か月余りだが、この16年間で私なりに今後の町づくりに一定程度の道すじができたものと自負している。

残された課題には、時々の住民ニーズにあった新しい視点での解決も必要と考えており、今任期を持って町長としての職を退任することが最良と判断している。

谷口 雅史 議員（公明党）

歩道の安全確保で 子供の命守る手立てを尽くしたい

■質問■

滋賀県大津市で5月8日に発生した保育園児らを巻き込む交通死傷事故は、関係者のみならず多くの人に強い衝撃と深い悲しみを与えた。

子供の命を交通事故からどう守るか。対策を急がなくてはならない。

町は、警察や道路管理者など関係機関との連携を図り、全ての学校で学校安全計画が策定されるよう早期に手を打つべきと思う。そこで伺います。

1. 保育所・幼稚園の散策ルートの総点検の実施。
2. 警察などと連携して、町道の危険箇所への早急な安全対策の実施。

3. 各保育所における園外保育マニュアルの点検、見直し。

4. 全保育所施設での交通安全の実施。

5. 保育所・幼稚園・小中学校の通学路の交差点の防護柵の設置。

6. 高齢者の自動車運転免許の返納促進。

以上の対策が必要と思うが町の見解は。

■町長■

1. 滋賀県大津市で発生した保育所外での移動中における園児の死亡事故を受け、国より保育所保育指針に示している事故防止及び安全対策について再確認するよう通知

があったことから、各保育所において保育所外活動を実施する際の移動経路や公園等の危険の有無について、再確認を行っている。

また、町内の幼稚園については、散策ルートの総点検は行っていないが、日頃の散策に当たっては実施する前日までに職員が散策ルートを巡回し、危険の有無について確認を行っているとのこと。

2. 5. これまで、歩道、標識、カーブミラー、道路照明、車両の路外逸脱による被害を防止する防護柵などの安全対策施設を設置してきている。これらは、道路の整備時や、点検及び住民等からの要望などから、交通



危険箇所の解消に努める。

3. 各保育所における園外保育マニュアルについては策定していないが、保育所保育指針による安全対策に基づき、園外保育における事故防止に努めている。

4. 秋の全国交通安全運動の一環として、保育所の児童が街頭で啓発活動を行っているほか、児童がわかりやすく交通ルールを理解できるよう「交通安全紙芝居」を活用し、車道への飛び出し注意や横断歩道を渡る際のルールなどを教えている。

また、各保育所での保育所外活動の中で、実際に横断歩道を渡る訓練を行うなど、交通ルールを実践できるよう取り組んでいる。

6. 自動車運転免許の自主返納が交通事故防止の一助となるのは確かだが、現在の制度では、あくまで義務ではなく、自

らの意思で行うものでありとされている。

町としては、保育所や幼稚園、小中学校に通う児童、生徒が悲惨な交通事故に巻き込まれないよう、引き続き交通事故の防止を推し進めることに併せて、高齢者の生活や生きがいなどが確保され、各世代が同じ地域の中で、安全・安心に共生していくことが重要と考えている。

このため、国の自動車運転免許制度の改正等を注視しつつ、交通事故の防止と高齢者の生活等の確保双方を意識し、各施策を選択したいと考えている。



岩内円山線バス運行

廃止後の対策として

■質問■

平成30年第1回定例会で円山バス路線廃止の質問をし、町長の答弁では、岩内円山線は一定の乗車需要があった。利用人員の減少に伴い、運行赤字の一部を助成してきた。

町としては、円山周辺エリアは重要な観光拠点であり、観光客に対する二次交通が確保される。

町内における町民の交通手段として、支援を継続してきた。

近年は、路線バス利用人員が僅少で、民間事業者の路線の存続は困難であると判断した。

観光振興の観点では、新たな交通形成の検討も必要である。

円山周辺の温泉施設をはじめ、イフナイリゾート、観光協会などと、意見・要望を共有する連携会議を設置したい。

今後、住民ニーズを分

析し、ルート見直しを含め、別途、岩内町地域公共交通活性化協議会にて、検討したい。

以上のような答弁を頂き、協議会の方針に重きを置いた内容になっていくようである。そこで伺う。

1. 直近の協議会はいつ開催されたのか。

2. 住民ニーズの分析結果と内容は。

3. 円山周辺の方々との共有連携会議の開催はされたのか。

4. 町民の皆さんや円山地域の受益の観点から町内の民間タクシースターの活用など検討の余地はないか。

■町長■

1. 2. 直近の協議会については、第19回協議会を本年6月7日に開催。円山循環交通に関する住民ニーズの分析結果については、本年1月17日に開催された第18回協議会の中で、岩内円山線の停留所別1日当たりの平均利用者数などを分析した結果、観光地交通のニーズ以上に地域住民の日帰り入浴や沿線住民の生活交通のニーズが多いことが推察される。アンケートなどでは、「毎日ではなくていいので、週に何回かバスが来てくれると助かる。」などの声が寄せられている。

3. 円山エリア内に点在するスキー場、温泉施設、オートキャンプ場、パークゴルフ場などの施設相互の情報共有と連携強化を図り、円山観光に関する諸課題に対して官民連携により取り組むことを目的に、各事業者及び観光協会をメンバーとして、これまでに計3回開催した。

4. 新たな交通体系のあり方については、協議会においてノッタラインと乗合タクシーを活用した4つの手法を示し、メリット・デメリットや運行体系について比較検討し、引き続き、事業化の検証について進めていくことを確認している。

乗合タクシースターの検討については、1つの手法として調査・研究を進めており、岩内円山線の利用者数から見ると車両定員は見合うが、継続運行には経済性の課題が大きく一定の利用者負担を伴うほか、事業者側も運転手確保が課題と聞いている。

いずれにしても、温泉施設を利用する一般町民、円山循環線の沿線住民、円山地区の観光事業者からの意見なども踏まえながら、引き続き、調査・研究を重ね、協議会で事業化の検証に取り組んでいく。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

志賀 昇 議員（新政クラブ）

財政運営について



について。

及び、今後の傾向と現状認識について。

の1次評価後、副町長及び各部長等による2次評価を行い、必要に応じて改善などを加え事業を進めている。その主な成果は、導入初年度であるため実施した事業数が少ないことや、着手しやすい事業を選定したことから、今後に成果が現れてくると思われるが、今年度の予算では、町道維持管理事業において大幅に予算額を増額している。

今年度において現実ベースに近い新たな視点を取り入れた、中・長期的な財政計画を策定するので、今後はその計画などを十分活用した中で、より計画的かつ適正な財政運営が図られるよう努める。

滞納処分の実績としては、平成29年度において約330万円を徴収し、

■質問■

一般会計予算は、本年度71億6千万円の計上で、前年度の当初予算と比較すると2億6千万円の減額、平成29年度予算から比較すると5億2千万円の減少となっており、年々減少傾向にあり、このことは町の経済に大きく影響して来るもので、今後益々人口減少や閉店・店じまいが加速することが予測されることから、思い切った経済対策が必要と思われるので、次の点について伺う。

2. 健全な財政運営に努めるとしているが、地方債残高は平成29年度においては約106億8百万円であり、平成30年・31年と減少傾向にはあるが、本年度の公債費は、元金・利子合わせて約10億6千8百万円となっており、地方債の返済は重くのしかかっており、今後の財政運営にどのように影響してくるのか、また、今後の中・長期計画を示すべきと思うが。

4. 財源確保のため、様々な観点から取り組まれているが、平成29年3月1日に策定された、町税等滞納処分事務取扱要綱の取り組みと、効果について。

5. 財政運営の中で、歳入確保が厳しい状況においては、過去に実施した、行政改革も視野に入れた取り組みの時期が来ていると思うが、いかがお考えか。

しかし、この普通交付税は人口減少などの影響により、特殊要素がない限りは今後も減少傾向で推移していく見通しのため、それらを見据えた中で、後世への負担も十分考慮し計画的に地方債の借り入れを進める必要がある。

4. 町税等滞納処分事務取扱要綱は、徴税吏員が滞納者へ行う催告、質問検査権の行使並びに一連の滞納処分を行うに当たって、公平性を確保し、業務を円滑に行うことを目的として策定したものである。

1. 行政評価システムは、平成31年度までに、義務的な事業を除いた全事業に実施し、予算に反映させるとしているが、取り組み状況とその成果

3. 財政運営の中でも、人件費の割合が大きくなかかわってくるもので、本町のラスパイレス指数の状況で、過去15年間の内、5年ごとの数値

1. 行政評価システムについては、平成29年度予算からモデル事業を選定し導入しており、各年度終了後に各担当所管で

2. 平成30年度末での地方債残高は104億2千万円となっており、今年度の予算では、その地方債の償還に元金と利子をあわせて10億6千6百万円を計上している。この地方債残高が今後の財政運営に与える影響は、予算編成時

3. ラスパイレス指数の直近15年間における5

年ごとの数値は、平成15年度は「97.9」、平成20年度は「95.3」、平成25年度は「103.0」、平成30年度は「96.6」となっている。

及び、今後の傾向と現状認識について。

1. 行政評価システム

1. 行政評価システム

1. 行政評価システム

3. ラスパイレス指数

滞納処分の実績として

平成30年度では、156件の差押えを行い、約820万円を徴収し、前年と比較し件数で約1.7倍、徴収金額で約2.5倍の増加となっている。

岩内町総合計画について

町の人口減少が進む中、その人口規模に見合った効果的かつ効率的な財政運営への転換が急務であるため、中・長期的な視点に立った持続可能な財政運営への構築に努めていきたい。

■質問

岩内町総合計画は、町づくりの指針となる最上位計画であり、今日まで数次に渡り樹立され、取り組まれてきたが、この計画は指針・目標となるもので町民にとっては、重要なものとして、最も関心の深い計画となっている。

5. 行政改革については、直近では平成18年3月に岩内町新行政改革大綱を策定しており、平成22年度までの5年間の目途として順次可能なものから見直しなどに着手している。また、その期間以降についても、必要に応じて継続的な取組を進めてきたものの、一定程度の期間が経過していることや、現状の厳しい財政状況などを踏まえ、新たな行政改革の検討も必要な時期であると考えて

務であるため、中・長期的な視点に立った持続可能な財政運営への構築に努めていきたい。

個別計画や過疎計画を見直すことで、時代の変化に即した「まちづくり」が実現出来ると考えているとしている。次の点について伺う。

■質問

1. 総合計画は、法的義務がないとされているが、近隣町村では、町民にわかりやすい方向性の目標・指針の計画として策定されており、町でも地方自治法にとらわれることなく、策定すべきと考えらるが伺う。

今までに何回か総合計画の策定について質問されているが、その答弁内容は地方自治法の一部を改正する法律が施行され、基本構想策定に係る、法的義務が削除されたことから、真に必要かつ有効な総合計画のあり方が問われていることと、町の進むべき方向性については、毎年度町政執行方針により、示されていること、更には、各分野の

■町長

1. 町が進むべき方向性や指針・目標を町民に示す必要性や重要性は、十分に理解しているが、社会・経済情勢が目まぐるしく変化する時代において様々な地域課題にスピード感をもって対応することが求められている中、従来踏襲型の事業展開に重点を置いた長期計画ではなく、地域の課題解決と地域活力の維持・向上に高い効果を上げられる実際の効力を備えている計画であることが極めて重要と認識している。

したがって、総合計画という形のみにとらわれることなく、将来の「まちづくり」に最適な手法を選択するよう、引き続き、検討が必要である。

2. 毎年度の町政執行方針では、事業の継続性と効果を勘案し、年度全般にわたる町政執行に対する私の基本方針と主要施策について所信を申し上げている。その予算計上の前提においては、各

分野で策定する個別計画や過疎計画登載事業等を踏まえた「総合的な視点」から編成していることから、町政全体を網羅した行政運営がなされているものと考えている。

岩内町史発刊について

■質問

平成30年第3回定例会においても質問したが、この時の答弁は、岩内町史発刊にむけて、早急にスケジュールの再構成と併せて、職員の配置や有識者を含む、専門的な体制づくりを進めることが重要と認識していることから、平成31年4月を目途に担当職員を配置したいと考えているとし、本年4月に職員の配置を図り体制づくりを鋭意取り進めているが、次の点について伺う。

式と委託方式があるが、どちらの方式で取り組まれるのか。

■町長

1. 町史は、本年4月に、専任体制となり、現在、資料等の確認と分類、目録づくりを行っているが、こうした準備作業だけでも相当の時間を要するため、2020年の発刊は困難と判断している。

1. 今後の取り組みとスケジュールが節目の2020年を目途に発刊したいとしていたが、発刊できるかどうか。

2. 町史発刊までの作業のうち、どの部分を委託するのかという選択肢がでてくるが、自治体によりそれぞれ異なり、予算や地域の学識経験者等の存在によるところが大きい。したがって、基本方針、編さん方針、全体スケジュールや予算などに基づき選択したい。

2. 発刊の取り組み方法として、近年は直営方

大田 勤 議員（日本共産党）

安定ヨウ素剤の事前配布と

事前問診で子ども達や

住民を被ばくから守れ



■質問■

原子力発電所などの事故の際に服用し、甲状腺

2. こうした見直しは適切か。

除外して立てるのか。

の被ばくを防ぐヨウ素剤について、原子力規制委員会検討チームは、事前に配布する対象を原則40歳未満の住民と妊婦や授乳中の女性に限り、被ばくによるがんのリスクが高い子どもなどに優先して配布すると指針を見直すことを決めた。

3. 40歳以上の妊婦及び授乳婦は対象とするがそれ以外は町も対応しないのか。

6. 指針に対するパブリックコメントを原子力規制庁が行っていたが町として意見を述べたのか。

1. こうした指針の見直しをどのように受け止めているのか。

4. だとすると町の服用対象数は何名で防災計画を策定するのか。

原発5キロ圏のPAZではヨウ素剤を住民に事前配布する事になっている。

WHOのガイドラインでの規制庁の日本語訳は、40歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされている。

WHOIREMPAN協力センターである長崎大学が日本語訳したガイドラインでは、「40歳以上の人は安定ヨウ素剤投与の有益性はより低くなる可能性が高い。」と書かれている。

7. PAZは事前配布の対象だが大浜地域の住民へ事前配布の計画は。事前配布するための事前問診が必要だが何時、実施するのか。

5. 町は泊発電所周辺地域原子力防災計画を40歳以上の住民への服用を

8. PAZの住民避難の基準となる敷地境界の空間放射線量率は何シーベルトか。

9. UPZの住民避難

基準となる空間放射線量率は何シーベルトか。

計しているのか。

2017年3月定例会で避難場所の岩内高校2,169名で1人4分から5分で計算した場合問診・配布に3日と18時間23分かかると答弁。

胆振東部地震では道路が寸断され住民は孤立した。複合災害がこの地域で起これば、住民は避難できず、ヨウ素剤を運ぶ職員も避難場所にたどり着くこともできず住民も職員も孤立する。

PAZやUPZの住民が避難を開始するのは空間放射線量が確認されてから。

ばく露される24時間前からばく露後2時間までの間に安定ヨウ素剤を服用することで放射性ヨウ素の甲状腺への集積の90%以上、ばく露後8時間であれば約40%、ばく露後16時間以降であればその効果はほとんどない。

10. PAZの住民、UPZの住民が集まる避難場所での町全体の住民問診にかかる日数と時間を推

11. 東小学校、第一中学校、町民体育館、岩内高校、西小学校、第二中学校に、避難住民が全員来たとして、それぞれ何名で問診を行いどのくらいの日数と時間を推計しているのか。

福島県の県民健康調査委員会は、事故当時18歳以下だった県内すべての子どもを対象に実施した甲状腺検査の結果を公表。小児甲状腺がんは100万人に1人から2人と言われるが、1巡目で悪性ないし疑いが30万人に138人。2巡目の中間報告では38万人に52名が確定し19人が疑いがあるとしたが「放射線の影響とは考えにくい」とした。

12. 事前配布しない理由は。

13. 問診をしている間に待ち時間が16時間を超え、ただ被ばくを待つだけの住民が出るのでは。

14. 事前配布も町長の判断でできるようになる。そのためには事前問診を全住民に行う必要があると考えるが所見は。

15. 泊原発も福島と同じ事が起こりえる。原発事故前の比較データがなければ被ばくの影響を評価し、適切な対策ができ

指針ではUPZ内でも

指針ではUPZ内でも

指針ではUPZ内でも

指針ではUPZ内でも

指針ではUPZ内でも

指針ではUPZ内でも

ず子供を守ることができない。町でも18歳までの甲状腺基礎データの作成に取り組む必要があるのでは。

■町長

1. この度の原子力災害対策指針等の改正は、国の検討チームが医学的見地に基づいた中で所要の改正を進めていると理解している。

2. 現在、見直しを進めている段階だが、国の責任による適切な判断と考えている。

3. 4. 5. 今後、正式決定となる内容によるが、国の指針等で対象要件が定められた場合、町の対応もその内容に沿う必要があると考えているため、服用対象数、計画は、指針等が決定された以降、算出、変更の作業を行う予定である。

6. 一般のかた向けとの理解から、意見等は述べていない。

7. 大浜地区のうち、PAZの区域である岩内工業団地の一部は、施設敷地緊急事態の段階で帰宅指示となるため事前配布の対象住民はいない。

それ以外の大浜地区はUPZの区域であるので、緊急時モニタリング結果等に応じた避難の際に、集合場所での緊急配布を基本としているので、その際に住民への問診を行うこととしている。

8. 5マイクロシーベルトとなっている。

9. 5000マイクロシーベルトとなっている。

10. 11. 避難場所での問診に掛かる日数と時間は、避難者の人数で町職員の集合場所開設要員の配置や北海道からの要員の配置も変わるほか、自家用車等による自主避難者数も相当数想定される

が、昨年2月の北海道原子力防災訓練で1人あたりに要した時間が約3分

であったこと、問診を行う人数を避難場所ごと4名の配置2班集体と想定し、避難場所ごとの対象人数を乗じた、あくまで単純な試算だが、東小学校が、1, 543名で、1日と14時間35分、第一中学校が、1, 838名で、1日と21時間57分、町民体育館が、1, 573名で、1日と15時間20分、岩内高校が、1, 951名で、2日と47分、西小学校が、1, 471名で、1日と12時間47分、第二中学校が、1, 771名で、1日と20時間17分となる。

12. 道の地域医療課の考え方が、UPZの区域は基本的に緊急時モニタリングの結果に応じ、集合場所での緊急配布となっていることによる。

13. 自家用車等による自主避難者等の人数の想定や配布に従事する要員への研修で1人あたりの問診時間も圧縮してきていること、また、避難を最優先とする考えの下、

避難バスの中で配布するとしているので、緊急配布が可能と考えている。

14. あくまで緊急配布時に行うべきものと考えている。

15. 甲状腺検査は、子

ノックラインでの路線・利便性の拡大と

円山温泉循環バス路線

新設は喫緊の課題

■質問

岩内町域内フィーダー系統確保維持計画

で、コミュニティバスが循環していない地域や、北海道中央バスが運行していた「岩内円山線」の廃止によって拡大した交通空白地域が存在しており、幹線交通、コミュニティバス、乗合タクシーによる地域公共交通網の確保・維持や新たな交通体系の導入の検討が必要であると協議会で報告している。

どもたちの健康を長期的に見守るため広域的な実施がなされるべきで、その間の転出や転入の把握、専門医による医学的な知見も必要とされるため、国や道において検討されるべきと考えている。

1. 交通空白地域への地域公共交通網の確保・維持とはどのような検討を行っているのか。検討の結果は公表しないのか。

2. コミュニティバスの運行路線で既存のバス路線と重複する場合、ノックラインは走れないと要望の強かった野束団地は運行ルートから外されたが、当初から停留所が設置されている国道229号線、国道276号線の中央バスや二七コ

バス運行と並行するコミュニティバス路線が認められている根拠は。

3. 「事業の目標」では、生活面での利便性を確保すると定めているが現在のバス停では住民要望に答えられず利便性の確保はできていない。停留所の設置はどのように決めるのか。

4. 利用者等の意見の反映状況では「運行ルートとなっていない一部地域でも運行して欲しい」に対して新たな交通体系のあり方を検討と言ったような検討か。

5. 町が高齢者を対象に共同浴場を福祉センターで運営しているが、コミュニティバス利用者は郷土館前で降りて約200m先の福祉センターに移動する。バス停を福祉センター前に設置してほしいという要望に応える検討は。

6. 停留所が協会病院だけでは利便性に欠け

る。但知安町内を運行するじゃがりん号は町内全ての病院や歯科医院、眼科に停留所を設けているがこうした設置のあり方は検討しているのか。

町の2015年の人口にしめる65歳以上の割合は33.9%。2045年までに46.8%、10人に5人が高齢者になると見込まれる。

7. 高齢化が2020年には36.8%に進みますが公共交通が必要とされる。コミュニティバスの運行路線から外れている御崎や大和の路線の拡大が求められるがこうした新たな交通体系の検討は。この地域はなぜ運行されないのか。

8. 停留所付近の住民は利便性を確保できるが、「バス停が遠く行くこともできない。もっと近くにバス停を」など運行ルートの見直しが必要ではないのか。

9. 町民は温泉に行く

バス復活を心待ちにしている。新たな交通体系の導入とはどのような代替案か。

10. 円山循環線廃止以降、町に寄せられた要望「免許証を返納したばかり、家族も近くに住んでいない。タクシー利用が年金収入で難しい」に速やかに応える必要があるのではないのか。

岩内円山線はターミナルから27箇所停留所を経て35分で戻り1日4便、順路約10キロ程度で運行していた。

11. 利用者が少なくなる時間帯や、停留所などを飛ばす快速便を運行し、又は、中央バスが運行していた同じルート27箇所を35分のノットラインの温泉便・円山循環線を行うことで住民要望を実現することができ

12. 路線廃止から1年2ヶ月も過ぎて、「いまだ検討」ではなく速やかに

に路線の拡大で要望に 대응すべき。どのような問題があるのか。

3月定例会で「乗車料金値上げではなく乗車料金を100円に引き下げ利用者を増やすことが健康の増進にもつながり医療費削減に効果を発揮する。町の負担は住民の健康を支えるもの。」と指摘した。協議会では料金改定が議題にあがっている。

13. 料金改定の内容は。改定に対してどのような意見が出たのか。利用料引き下げ、割安な定期券など住民の利便性は考えないのか。

14. 住民要望は通院など生活圏路線の拡大であり円山温泉循環路線の復活。「住民ニーズに合った交通サービスの提供と地域公共交通の利用拡大を行うことで住民がより安全で安心な暮らしを実現するための持続可能な地域公共交通の確保・維持・改善は今後も必要」

と掲げる事業の目的・必要性にそって文字通り速やかに実現するよう求めるがいかかがか。

■町長■

1. 4. 交通空白地域の検討において優先すべきは、円山循環交通の新たな交通体系であり、協議会においてノットラインと乗合タクシーを活用した4つの手法を示し、メリット・デメリットや運行体系について比較検討し、事業化の検討を進めている。検討結果については、町のホームページに公表している。

2. 国土交通省の運行指針によるとコミュニティバスの運行ルートについては、民間バス路線と競合を避けるべきとされ、これをもとに岩内円山線と重複しないようノットラインの運行ルートを設定した。一方では、起終点の岩内バスターミナル及び経由地の商店街などへの効率的な循環を考慮し、バス事業者の了承を得た上で、国道を走

行する運行ルートを設定した。

3. 実証運行開始時に運行ルート上の住宅密集地、公営住宅、病院などの近隣を候補地に、300メートルから500メートル間隔で設置し、本格運行開始後は、各停留所の乗降人数などの運行データにより新設・移設などを実施している。

5. 郷土館停留所から徒歩3分圏内であることや老人福祉センター移送サービスが提供されているため、現段階では検討に至っていない。

6. 但知安町のじゃがりん号と本町のノットラインでは、車両定員や運行数など条件に相違があり単純に比較検討は難しい。町内全ての医療機関に停留所を設置し、運行ルート拡大を図ることは、限られた時間で運行しなければならぬ点や道路幅など安全上の問題から極めて困難であり、同じ公共交通機関のタク

シー事業者が担うべき範疇と考える。

7. 御崎地区及び大和地区にノットラインが運行されていない経緯としては、徒歩5分圏内に郷土館停留所及び中央通停留所があるためであり、現段階で検討には至っていない。

8. 10. 利用者それぞれ個別の事由があることは理解できるが、全てのニーズに答えることは現実に困難であるため、持続可能な地域公共交通の確保を大前提に利便性向上に努めていく。

9. 新たな交通体系のあり方については、協議会においてノットラインと乗合タクシーを活用した4つの手法を示し、メリット・デメリットや運行体系について比較検討し、引き続き、事業化の検証を進めていくことを確認している。

11. 12. ノットラインの快速便の運行について

は、円山循環交通の新たな交通体系の中で検討したが、ノツタラインの利用者が少ない時間帯では、岩内円山線運行時の利用者も同様に少ない時間帯であるため、利用者ニーズを満たせず、効果的な快速便の運行は極めて難しいと考えている。

したがって、新たな交通体系については、ノツタラインの路線拡大のみならず、同じ公共交通機関であるタクシー事業者の活用も視野に入れ、メリット・デメリットや運行体系について比較検討し、課題を整理した中で事業化の検証を進めている。

改定案に対しては、利用者減少に繋がらないか、収支率向上のためにはやむを得ないなどのほか、運行事業者の経費削減に向けた一層の取組などについて意見があった。

料金改定の理由については、国庫補助金の減額や運行経費増額に伴う受益者負担の確保、10月の消費税増税による路線バスとの運賃格差の緩和を図るためであり、利用料の引下げや割安な定期券導入については、現段階の協議会の中で意見等はでない。

13. 料金改定については、本年6月7日の第19回協議会において、大人料金を150円から200円に、合わせて回数券料金を1,500円から2,000円に改定し、小学生以下の子どもの料金と障害者手帳を持っている本人及び介助者1名は、これまで同様無料とする議案を提案した。

14. 公共交通を軸としたまちづくりによる地域活性化については、町、交通事業者、地域住民など、地域公共交通に関わる関係者が「共同経営者」である自覚を持つことが大変重要と認識している。地域公共交通の確保・維持・改善の進め方については、利用者からの意見・要望に迅速に対応することも大切だが、多様な住民ニーズを全て網羅する地域公共交通の

確保は、現実的に困難なため、地域経営の一環として考える観点が重要であり、持続可能な地域公

共交通の実現に向けて取り組んでいかなければならない。

焼骨の保管で

不安を抱えている住民へ

岩内町合同墓の設置で安心できる埋葬を

■質問■

岩内町墓園は昭和38年12月に供用開始となり、使用可能な空き区画が少なくなつたことから、造成が行われてきた。

1. 墓地区画の造成で2等地及び3等地は何区画増えたのか。

2. 岩内町墓園全体で現在使用されている区画数は。空き区画は。

平成30年の岩内町墓園で使用許可が6件、承継が24件、返還4件。東山墓地で使用許可0件、承継43件、返還12件。島野墓地は使用許可0件、承継2件、返還1件と公表。

5. 町長が認められた場合、現状復帰でない区画の現状復帰は町が行うのか。こうした対応をした墓地はあるのか。

6. 以前に建立された墓碑では2、3区画が一絡のコンクリートで基礎をうち、そのまま墓じまいをしているがこうした使用者への現状復帰の返還手続きは行っているのか。墓地の空き区画が少なくなり造成をしているがどのような対策や対応をしていくのか。

7. 管理者不明の墓地は何基か。墓地台帳は整理・管理されたのか。

8. 返還件数17件の返還要因は。

岩内町過疎地域自立促進市町村計画において墓地合同墓整備事業が記載されている。

町は合同墓を設置している道内5市町に、アンケート調査を行い、合同墓の規模、設置場所や宗教的な中立等、町有施設

として公共性を踏まえた施設の形態や機能、管理のあり方等の検討を進めているとした。

単身老人世帯や老人夫婦世帯などで墓の承継ができない人、経済的に墓を建立することができない人など納骨が困難な状況にある人がいる。

9. アンケート結果をふまえ、町民に対しどのような構想を考えているのか。

但知安町が墓地設置管理条例を改正し、合同納骨塚を建立。

10. こうした取り組みは住民にとって安心できる事業と思うが具体的な町の計画は。岩内町過疎地域自立促進市町村計画からいつを目途に実行するのか。

1. 岩内町墓園は、平成28年度に、2等地を51区画造成した。

2. 岩内町墓園全体の

使用されている区画数は、本年5月末現在で、1,747区画で、空き区画は62区画。

3. 東山墓地及び島野墓地は、墓地管理上、新規の使用を認めてないが、岩内町墓園は、返還となった墓地区画を使用可能としている。

4. 岩内町墓地条例施行規則第12条第2項で、町民税が非課税の世帯であり、かつ親族等からの援助が見込まれないこととし、その場合においては、墓地使用地返還届に原状復旧免除申請書及びその事実を証する書類を添えて町長に提出しなければならぬと規定している。

5. 原状復旧免除となった区画は、町が原状に復することとなるが、過去に原状復旧免除申請を受け付けた例はない。

6. 墓地利用者からの返還希望があった場合には、墓地使用地返還届に

記載の「原状に復する日」が過ぎた段階で現地調査を実施し、原状に復されていることを確認している。しかし、一部で、墓が取り壊され基礎部分だけが残された状態の区画も見受けられ、これらは、返還手続きが適正に行われていないと思われるが、利用者への確認がされていないため、台帳整理されていない状況である。岩内町墓園の空き区画は充足されているが、返還届の未提出など、墓地管理上の課題となりつつあるため、今後、段階的に調査を行い、使用されていないことの確認が取れた場合には、返還手続をするよう指導するなどの対応を検討している。

7. 利用者の氏名等が不明の区画数は、本年5月末で、東山墓地が583区画、島野墓地が68区画、岩内町墓園が2区画となっており、東山墓地の不明区画数が多い要因は、昭和29年の岩内大火で墓地台帳が消失し

たためで、調査の手がかりが少なく、不明分の整理は進んでいない。

8. 返還の主な要因は、町内外の墓地や寺院への改葬である。

9. 10. 墓の承継や維持管理への不安を抱えている方が増えていることや、合同墓設置の要望もあることから、合同墓の整備については、岩内町過疎地域自立促進市町村計

画の事業計画に登載し検討を進めており、先進5市町に、合同墓の整備内容等についてのアンケート調査を実施し結果をまとめた。今年度は、宗派・寺院

その他関係者との協議などを行い、共同墓設置の必要性の有無の判断とその時期など、一定の方向性を出せるよう取り進めている。

佐藤 英 行 議員 (市民自治を考える会)

岩内町の財政について

―平成29年度決算状況を踏まえて



■質問

90%を超えると財政運営は窮屈で新たな行政需要への対応は難しくなるといわれる経常収支比率は、岩内町は平成26年度、27年度、平成28年度、平成29年度と90%超が続いており、2.0倍を超えると借金返済で財政運営が厳しいと言われている地方債残高倍率も2倍超が続いている。

積立金残高比率も全道平均を大きく下回っている。

実質公債費比率は、全道平均は減少しているが、岩内町は比率が上がっている。将来負担すべきまぢ全体の借金の重さを測る指標の将来負担比率は全道17.9自治体中下から3番目に位置している。

1. 各指標の基礎となる「標準財政規模」が岩内町は減少しているがどのような算出根拠なのか、また今後どのように推移していくのか。

2. 地方債中、過疎債、臨時財政対策債の平成29年度の残高、および地方債に占める割合は。

3. 財政の計画的運営を図るには各部門の将来事業の計画を加味した中期・長期的な計画つまり総合計画を作成したなかで行うべきではないか。

1. 標準財政規模の算出にあたっては、国が示す計算式で算出される

が、主に当年度の標準的な税収入などの合計額に、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えたものとなり、近年の減少は普通交付税の減少が主な要因である。また、今後の推移については、平成30年度では5千万円増の40億5百万円となるが、それ以降の年度は現時点では算出できないものの、普通交付税や税収入などの増減が標準財政規模に直結することから、それらの額

の推移によって左右されるものと考えている。

2. 平成29年度末の地方債残高は106億700万円であり、そのうち、過疎債は29億6千500万円、地方債に占める割合は27.9%、臨時財政対策債は25億9千800万円、同じく24.5%となっている。

3. 本町においては、今年度に各担当所管で計画している各種事業を取捨選択した、より現実ベースに近い新たな視点での中・長期的な財政計画を策定するので、今後はその計画などを十分活用した中で、より計画的かつ適正な財政運営が図られるよう努める。

郷土館の郷土資料の

データベース化と

教育委員会の

役割について

■質問

か。

■教育長

か。

昨年35年ぶりに、「熊野神社扁額」と「西川オムルガン」が岩内町指定有形文化財に指定された。郷土館には、町の経済活動、歴史的文化活動によるものが数多くある。郷土館の1階は系統的常設展示となっているが、2階は多くの町民の寄贈による郷土の文化財産が保管されている。

郷土館条例の第2条に「岩内町開拓の歴史、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管展示して広く住民の観覧に供するとともに、産業、経済の興隆と郷土美術、文化の向上に資するため、郷土館を設置する」とある。

1. 郷土館が所蔵している資料の保管、管理はどのような形でしているのか。

2. 資料の必要なデータのデータベースは作成しているのか。外部からの専門家からの評価を得るためにも、町として作成すべきではないか。

3. 郷土資料に関する調査研究はこれまでどのような行ってきたのか。

現在、郷土館の管理は指定管理者が行っているが、教育委員会が行わなければならない業務に、郷土館条例第4条第2号「郷土資料に関する調査及び研究に関すること」また、第11条に「陳列品の館外貸し出しはこれを認めない。ただし、教育委員会が許可を与えたときは、この限りでない」とある。

4. 陳列品の館外貸し出しはどのような場合に許可を与えるのか。

5. 郷土館資料の積極的活用についてどのような考えを持っているのか。

1. 現在、郷土館内の所蔵品は、常設で展示のほか、展示していないものは、収蔵室で管理・保管し、管理台帳により管理しており、管理台帳は、データベース化していないことから、既にデータ化している北海道博物館など調査を行い、それらを参考に関係部署と協議を進め、データベース化の有無も含め、検討する。

2. 現在、郷土館内の所蔵品は、常設で展示のほか、展示していないものは、収蔵室で管理・保管し、管理台帳により管理しており、管理台帳は、データベース化していないことから、既にデータ化している北海道博物館など調査を行い、それらを参考に関係部署と協議を進め、データベース化の有無も含め、検討する。

3. 専門的知識を有し、郷土資料に関する収集や保管、展示、調査、研究などを行う学芸員の配置がされていないことから、十分な調査研究は行われていなかったものと認識している。

4. 陳列品の館外貸し出しは、貸し出しを希望する団体より申請をいただき、使用目的や企画展示の内容などを十分精査し、貸し出し品の汚損や毀損が生じないよう適切な管理が可能な、団体に許可を与えている。

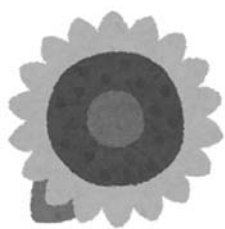
5. 郷土館に保管されている資料については、企画展の開催や資料としての展示、貸し出し、子供達の教材として活用を図る。

しかし、町の文化財に指定した際は、「ばとりあ岩内」の協力を得ながら専門家の意見を伺うとともに、歴史的背景の調査を行い、指定している。本年4月より、郷土館担当として学芸員を配置したことから、今後は、関係機関などと連携し、郷土資料に関する調査研究を進める。

しかし、町の文化財に指定した際は、「ばとりあ岩内」の協力を得ながら専門家の意見を伺うとともに、歴史的背景の調査を行い、指定している。本年4月より、郷土館担当として学芸員を配置したことから、今後は、関係機関などと連携し、郷土資料に関する調査研究を進める。

しかし、貸し出しにあたっては、汚損や毀損などの懸念もあり、それらを含め、貸し出し方法や責任の所在など、ある一定の基準が必要と考えられることから、実際に貸し出しを行っている団体などの貸し出し規程などを調査し、教育委員会としての具体的な基準などを整備する。

今後、展示品や収蔵品の貸し出しは、町の歴史を知ってもらう上で、大変貴重な場であるの



岩内町における

文化行政について

■質問■

平成29年6月に文化芸術基本法が改正され、文化芸術の「多様な価値」(本質的価値及び社会的・経済的価値)を創出して未来を切り拓く、として目標を定めている。

文化事業は数値のみで測れるものではなく、文化芸術の「文化力」によって地域創生に寄与できるとされ、行政自体に文化を創ることはできない。文化は住民生活から生まれてくるものである。文化行政は、建設行政、福祉行政、教育行政などのように縦割り行政としては成立しない。文化政策から地域の未来を創っていくことへの支援が文化行政である。

岩内町総合計画、教育大綱に記載されている文化・芸術に関する事項は平成31年3月で計画期間が過ぎている。

1. 岩内町における文化政策の理念は。

2. 岩内町における文化行政の現在と今後のビジョンは。

3. 岩内町総合計画を策定し、その中に文化振興計画を位置づけるべきではないか。

■町長■

3. 総合計画の策定については、地域の課題解決と地域活力の維持・向上に高い効果が上げられる計画のあり方が重要であり、総合計画という形のみにとらわれないことな、将来の「まちづくり」にとって最適な手法を選択するよう、引き続き検討が必要である。

■教育長■

1. これまでも文化芸術振興基本法の基本理念に基づき、自主的・主体

的に、地域の特性に応じた各種施策を実施しており、この各種施策を通じて、町民一人ひとりが喜びや感動、安らぎを感じることにより、心豊かに充実した生活を送ることができるとまちづくりを目指すことを理念としている。

2. 本年度は、文化センターでは、文化行事や各種サークル講座の開催、NHKの番組公開録画や自主文化事業によるコンサートをはじめとした公演などを開催し、地方では触れることができない芸術・文化の機会の提供を行っていく。

また、木田金次郎美術館や郷土館では、趣向を凝らした企画展・特別展を開催するなど、町民に広く芸術・文化に親しむ機会を提供するとともに、各種団体による活動の奨励と支援に努めている。

今後は、これまでと同様に町民ニーズなど、各種会議や委員会などで把握し、創意工夫しながら

町民が芸術・文化に触れる機会の提供をするともに、文化団体協議会や指定管理者などと協力し、芸術・文化活動に関わる環境づくりの充実や文化行政の振興に努める。

3. 文化振興計画では、文化芸術基本法第7

条の2において、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとするとなっており、第4条では、地方公共団体の責務として、地方公共団体は、基本理念のつとめ、文化芸術に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとなっている。

生涯学習の拠点施設である文化センターや美術館、郷土館において、自主文化事業や各種企画展等を開催するなど、芸術・文化に親しむ機会の提供に努めており、それ

らの事業を今後も実施することから、現段階では、改めて文化芸術基本法に基づく文化振興計画の策定は考えていないが、国や他の町村の動向を踏まえ、変化があった場合などには、計画の策定に着手するとともに、計画の位置づけについては、関係部局と協議する。



第25回木田金次郎生誕祭 (木田金次郎美術館)



埋蔵文化財センター藤井氏講演会 (郷土館)

議 会 日 誌

- | | | | |
|-------|---|---------|---|
| 4月24日 | 小樽・後志ブロック商工会議所連絡協議会・懇談会 | 6月12日 | 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会及び北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会理事会・総会 |
| 5月16日 | 第2回臨時会
社会文教委員会
建設産業委員会
総務委員会
議会運営委員会
原子力発電所問題特別委員会 | 16日 | 後志総合開発期成会后志要望会
村田北海道議会議長就任を祝う会 |
| 20日 | 後志町村議会議長会役員会・臨時総会・懇談会 | 17日～21日 | 第2回定例会 |
| 24日 | 南後志法人会岩内地区会定期総会・懇親会 | 23日 | 北海道議会議長就任祝賀会 |
| 27日 | 後志総合開発期成会理事会・定期総会 | 25日 | 北海道町村議会議員研修会 |
| 28日 | 岩内町文化団体協議会創立50周年記念式典・祝賀会 | 26日 | 後志総合開発期成会札幌要望会 |
| 6月3日 | 原子力発電所問題特別委員会
泊発電所視察 | 27日 | 岩内商工会議所第69回通常議員総会・懇親会 |
| 4日 | 社会文教委員会 | 27日～28日 | 後志総合開発期成会中央要望会 |
| 5日 | 建設産業委員会 | 7月1日 | 建設産業委員会
岩内・共和下水道管理センターMIC S処理施設建設工事視察 |
| 6日 | 総務委員会 | 7日 | 第41回神恵内沖揚げまつり |
| 7日 | 議会運営委員会 | 9日 | 北海道町村議会議長会新任議員研修会 |
| 9日 | ニセコ山開き | 10日 | 後志町村議会議員パークゴルフ大会 |
| 10日 | 第2回定例会招集 | 11日 | 千葉県我孫子市議会議員視察来町 |
| 11日 | 後志町村議会議長会役員会・臨時総会
北海道町村議会議長会定期総会・研修会 | 12日 | 道道泊共和線交付金（茅沼2号トンネル）工事安全祈願祭 |
| | | 17日 | 泊発電所環境保全監視協議会 |
| | | 20日 | 第48回群来まつり |
| | | 27日 | 岩内港大規模地震・津波総合防災訓練 |

編集後記

「議会だより145号」をお届けいたします。第2回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

（議会運営委員会）